

高針台中学校 WEB 生徒手帳 ダイジェスト版

日課表.....	1
学校生活の心得 6 持ち物.....	2
身なりに関する規定.....	3~6
暴風警報等発令時の対応.....	7

日課表

A帯		B帯	
登校	8:00～ 8:25	登校	8:00～ 8:25
短学活・移動	8:25～ 8:40	短学活・移動	8:25～ 8:40
1限目	8:40～ 9:30	1限目	8:40～ 9:25
2限目	9:40～10:30	2限目	9:35～10:20
3限目	10:40～11:30	3限目	10:30～11:15
4限目	11:40～12:30	4限目	11:25～12:10
昼食・昼休み	12:30～13:05	昼食・昼休み	12:10～12:45
5限目	13:10～14:00	5限目	12:50～13:35
6限目	14:10～15:00	6限目	13:45～14:30
短学活・清掃	15:00～15:30	短学活・清掃	14:30～15:00

部活動	最終授業の終了時刻から30分後より2時間の範囲内で活動 ただし、下校完了時間を超えて活動することはできない
-----	--

集会、生徒集会 各月1回
 生徒議会 月1回
 各種委員会 月1回

授業後の活動について

- 1 部活動や委員会活動などの用がない生徒は、帰りの短学活・清掃後はすみやかに下校する。
- 2 部活動・委員会活動など、担当の先生が付き添って活動している場合の下校完了時刻

4月～9月 17:30下校完了

(部活は A 帯17:30下校完了、B 帯17:00下校完了)

10月～3月 17:00下校完了

- 3 授業後の活動は担任や担当の先生に届け出る。
- 4 次の事項に該当する場合は授業後の活動をすることができない。
 - (1) 事前に家庭の了解を得ていない場合
 - (2) 担任や担当の先生に届け出て、了解を得ていない場合
- 5 授業後の活動をする生徒は衣類、かばん等の所持品を、活動する場所に持参し、しっかり管理をする。

学校生活の心得

6 持ち物

- (1) かばんは中に入ったものが外に出ないためのファスナー等がついたかばんを使用する。かばんの色は問わない。
- (2) 水筒又はペットボトルを持ってきてもよいが、中身は水又はお茶を原則とする。ただし、自身が必要と判断したときに、スポーツドリンクを持ってきてもよい。また、ペットボトルにはペットボトルカバーをつける。
- (3) 日焼け止めや、制汗シート、制汗剤を持ってきて使用してもよい。ただし、無香料でスプレータイプでないものを使用する。
- (4) 自身が必要と判断したときに、うちわや扇子を持ってきて使用してもよい。電子機器類は使用しない。
- (5) 自身が必要と判断したときに、カイロを持ってきてもよい。ただし、ポケットに入れて使用し、服の外に出さない。カイロは学校で捨てずに持ち帰る。電子機器類は使用しない。
- (6) 自身が必要と判断したときに、ひざ掛けを持ってきて使用してもよい。ひざ掛けの色や柄は問わない。
- (7) 時計は許可されたとき以外は持ってこない。
- (8) 遊び道具、スマートフォン等の通信機器、お菓子類、現金は持ってこない。
- (9) 持ち物には必ず名前を書く。
- (10) 校内での紛失物や落とし物は、ただちに担任か係の先生に届ける。

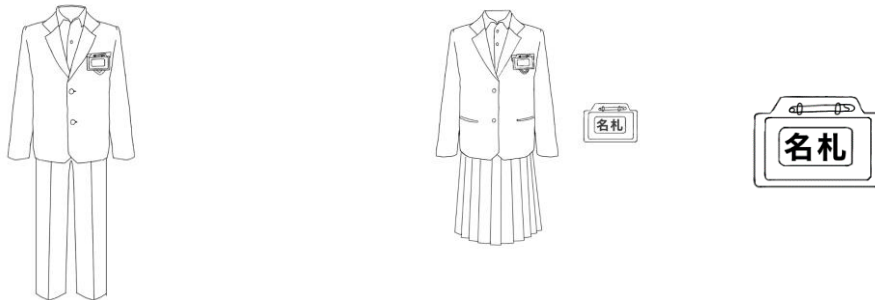
身なりに関する規定

中学校生活のさまざまな場面で、どのような身なりがふさわしいか、以下の規定の範囲内で生徒自身が常に考え、よりよい学校生活を送ることができるように心掛ける。

1 制服

冬服

- 本校指定のブレザー、スラックス、スカート、長そでポロシャツを着用する。
- スカート丈はひざを床に付けたとき、スカートが床につく長さとする。



夏服

- 本校指定のスラックス、スカート、半そでポロシャツを着用する。
- スカート丈はひざを床に付けたとき、スカートが床につく長さとする。



冬服・夏服

- 名札は左胸に安全ピン等でとめる。
- ポロシャツの下に肌着を着用する。（肌着は無地の単色で、色は白、黒、紺、グレー、ベージュ、ワンポイント可）肌着の裾はスラックスやスカートの中に入れる。
- ブレザーやカーディガン等の上着を着用するときは、長そで・半そでポロシャツの裾をスラックスやスカートの中に入れる。
- ブレザーやカーディガン等の上着を着用せず、長そで・半そでポロシャツを着用するときは、長そで・半そでポロシャツの裾をスラックス、スカートの中に入れず、出したまま着用してもよい。

- ※ 制服（冬服・夏服）の移行期間は定めない。自ら判断して、気候や体調に適するものを着用する。
- ※ 冬服を本校の標準学生服とする。入学式、卒業式等の式日や、その他の指定された日や時間に、標準学生服の着用を指示する場合がある。
- ※ 学校内で生活をするときは、一番上に着用している服（ブレザーやポロシャツ、カーディガン、冬場のコートなど）の左胸に、必ず名札を着用する。

2 ベルト

- スラックスにベルトを着用する。（ベルトは無地の単色で、色は黒、紺、グレー、飾りのないもの）
- スカートにベルトを着用してもよい。（ベルトは無地の単色で、色は黒、紺、グレー、飾りのないもの）

3 くつ下

- くつ下を着用する。（くつ下は無地で、色は白、黒、紺、グレー、ワンポイントやライン入り可）

4 スリッパ

- 本校指定の学年色のスリッパを使用する。

5 くつ

- 運動ぐつを使用する。くつや、くつひものは問わない。

6 体育時の服装

- (1) （体操服 上）本校指定の白色半そでTシャツを着用する。
- (2) （体操服 下）本校指定の紺色ハーフパンツを着用する。
- (3) 寒いと感じるときは、本校指定のジャージ（上下）を着用してもよい。ただし、授業内容によっては半そでTシャツ、ハーフパンツでの活動を指示する場合がある。
- (4) 体育館シューズは本校指定のもの（くつひものは学年色）を使用する。

7 防寒具・防寒着

- (1) 寒さ対策として、登下校時にコートやダウンジャケット、ジャンパー等の上着を着用してもよい。
- (2) 体温調節や寒さ対策として、ストッキング、タイツ、レギンス、トレンカを着用してもよい。(ストッキング、タイツ、レギンス、トレンカは無地の単色で、色は黒、紺、グレー、茶、ベージュ)
ストッキングや足の指先まで覆うタイツを着用する場合は靴下を着用しなくてもよい。
- (3) 体温調節や寒さ対策として、セーターやニットベスト、カーディガンを着用してもよい。(セーターやニットベスト、カーディガンは無地で、色は白、黒、紺、グレー、茶、ベージュ、胸のワンポイントや襟ぐり・袖口・裾のライン可)
※ 半そでシャツ、長そで・半そでポロシャツの上にセーターやニットベスト、カーディガンを着用して登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。
- (4) 寒さ対策として、登下校時に手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、ニットキャップを着用してもよい。
- (5) 寒さ対策として、制服での登下校時に部活動で使用しているジャージ等の上着を着用してもよい。
- (6) 体温調節や寒さ対策として、制服の上に本校指定のジャージ(上)を着用して登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。一番上に着用する本校指定のジャージに名前が入っている場合は、名札を着用しなくてもよい。
- (7) 上記(1)～(6)は体温調節や寒さ対策として、自身が必要と判断したときに着用してもよい。

8 気候の変化への対応について(通年 4月～3月)

- (1) 登下校時に、キャップタイプの帽子を着用してもよい。
- (2) 自身の判断でブレザーを着用せずに、登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。
- (3) 登下校時に、日傘を使用したり、日焼け予防用のアームカバーを着用したりしてもよい。

9 気候の変化への対応について（夏場 6月～10月限定）

- (1) 校則で規定されている身なりに加えて、夏場（6月～10月）は本校指定の体操服上下、本校指定のジャージ上下、および体操服とジャージを組み合わせ着用して登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。
- (2) 夏場（6月～10月）は保健体育科の実技の授業時は、本校指定の体操服上下に替えて、体操服以外（私服）のTシャツ・ハーフパンツを着用してもよい。Tシャツ・ハーフパンツは、飾りがついていたり露出が多かったりしない運動に適したものを着用する。色、柄は問わない。内側のタグなどに、必ず記名をする。
- (3) 私服のTシャツ・ハーフパンツでの登下校はしない。
- (4) 屋外での保健体育科の実技の授業時に、キャップタイプの帽子を着用してもよい。キャップタイプで首の後ろを保護する布が付いたものを着用してもよい。
- (5) 首を冷却するグッズを首に掛けて登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。ただし、冷凍したものを首にあてて使用するもののみとし、電子機器類は使用しない。また、保健体育科の実技の授業時は使用しない。他教科においても授業内容によって、はずすことを指示する場合がある。
- (6) タオルを首に掛けて登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。また、水で濡らし冷やすタイプのタオルを使用してもよい。

10 気候の変化への対応について（冬場 11月～3月限定）

- (1) 寒さ対策として登下校時に着用しているコート等の上着を、校舎内で着用して生活してもよい。上着を重ねてもよいが、上着の下は校則で規定されているポロシャツやブレザーを着用する。学校内で生活をするとときは、一番上に着用している服の左胸に、必ず名札を着用する。
- (2) 寒さ対策としてマフラーやネックウォーマーを、校舎内で着用して生活してもよい。

11 頭髪

- (1) 清潔に心掛ける。
- (2) パーマ、染髪、脱色、整髪料等は禁止とする。
- (3) 自身が必要と判断したときに、髪をゴムでしばったり、ピンでとめたりする。（ゴムの色は、白、黒、紺、グレー、茶、ピンの色は黒、紺）
- (4) 保健体育科の実技の授業時は、髪が肩より長い場合はゴムでしばる。他教科においても、授業内容によっては髪をしばることを指示する場合がある。

12 その他

- ・ 化粧、ピアス、アクセサリー等はしない。

暴風警報等発令時の対応について

1 「暴風警報」「暴風雪警報」が「名古屋市」に発令されたとき

①	登校前 在宅時	自宅で待機。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	緊急メール等にて家庭連絡し、速やかに下校。 場合によっては学校で待機。
④	下校中	そのまま下校し、その後については「①登校前・在宅時」に準じた対応。

2 「特別警報」が「名古屋市」に、「避難指示」が「高針台中学校区」に発令されたとき

①	登校前 在宅時	自宅で待機。学校への避難など、家庭ごとに対応。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	授業を打ち切り、そのまま学校で待機。緊急メール等にて家庭連絡。 (保護者の方は、引き取る場合も学校に避難する場合も、速やかに学校へお越しください。)
④	下校中	そのまま下校し、その後については「①登校前・在宅時」に準じた対応。

3 上記1・2の発令が解除されたとき

①	午前6時までに解除	通常の授業を行う。
②	午前6時から午前11時の間に解除	午後の授業を行う。 昼食をとり、授業開始15分前に登校。
③	午前11時までに解除されなかった 場合	当日の授業は行わず、臨時休業日とする。

4 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「波浪警報」「高潮警報」が「名古屋市」に発令されたとき

①	登校前 在宅時	通常の授業。通学路に危険が予想されるときは登校を見合わせ、その旨を学校へ知らせ、危険が去りしだい登校。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	通常授業継続。安全確認の後に下校。
④	下校中	そのまま下校し、自宅で待機する。

5 「南海トラフ地震臨時情報」発生時の対応

※ 「南海トラフ地震臨時情報」の発表は直ちに大規模の地震発生を予測するものではありませんので、原則通常通りです。

①	登校前 在宅時	学校から連絡がない限り、通常通り登校。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	緊急メール等にて家庭連絡し、状況によっては保護者引き取りにより下校。
④	下校中	そのまま下校し、その後については「①登校前・在宅時」に準じた対応。

6 大規模な地震(震度5強以上)が発生したとき

①	登校前 在宅時	学校から連絡があるまでの間、臨時休業日。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	教育活動を打ち切る。緊急メール等にて連絡。生徒引き渡し確認書で確認後、保護者引き渡し。翌日以降、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日。(保護者の方は引き取る場合も避難所として学校にとどまる場合も、速やかに学校へおこしてください)
④	下校中	そのまま下校し、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日。

7 その他

- ・ スクールランチは台風の接近状況で「非常用給食」に変更されることがあります。ランチの準備ができているときは、状況に応じてランチを食べて下校することもあります。
- ・ 教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日、土日祝を問わず、前日午前12時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。